

上里町国民保護計画 避難実施要領パターン

令和5年3月

上 里 町

目次

1. はじめに	1
2. 避難実施要領の策定	2
(1)避難実施要領	2
(2)避難実施要領のパターン	2
3. 「上里町国民保護計画」におけるモデル避難実施要領の4類型	3
4. 避難措置に至るまでの流れ	4
5. 避難実施要領のパターン作成	5
武力攻撃事態【弾道ミサイル着弾前】	6
武力攻撃事態【弾道ミサイル着弾後】	8
緊急対処事態【交通機関（航空機等）による自爆テロ】	10
5. 参考資料	12
避難施設一覧	12

1. はじめに

武力事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)が適用される事案(以下「国民保護事案」という。)が発生し、都道府県知事から避難の指示があったときは、国民保護法では、市町村は、直ちに避難実施要領を定め、避難住民を誘導することとされている。

また、国民の保護に関する基本指針(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定、以下「基本指針」という。)では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は、複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

そこで、国民保護法及び基本指針に基づき、住民の円滑かつ迅速な避難に資するため、避難実施要領(以下「本要領」という。)を定め、避難実施要領の類型別「避難実施要領パターン」を作成するものである。

2. 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領

国民保護法第61条第1項で、「市町村長は、当該市町村の住民に対して避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。」とされている。

また、同法第61条第2項では、避難実施要領に定める事項として、以下の3点が示されており、必要となる事項の内容は住民に伝達されることとなる。

- ①避難の方法に関する事項(避難経路、避難の手段等)
- ②避難住民の誘導に関する事項(誘導の実施方法、誘導に係る関係職員の配置等)
- ③その他避難の実施に必要な事項

(2) 避難実施要領のパターン

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況となった場合、通常、時間的な余裕がない中で、速やかに避難住民の誘導を行う必要が生じる。

しかし、実際に住民を避難させるにあたっては、避難施設や避難経路、避難の手段や誘導に係る関係職員の配置等の様々な事項について決定する必要があり、これらの検討を事案が発生してから行うのでは、誘導に至るまでに多大な時間を要することになってしまう。

そこで、基本指針では、市町村は関係機関と緊密な意見交換を行い、複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

この避難実施要領パターンは、「上里町国民保護計画」第2編第4章第2節「モデル避難実施要領の作成」において、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じて複数の避難実施要領のパターンを作成し、周知することとされていることに基づき、作成するものである。

《参考》国民保護法（平成16年法律第102号）

第六十一条 市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定めなければならない。

2 前項の避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- 二 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、避難の実施に関し必要な事項

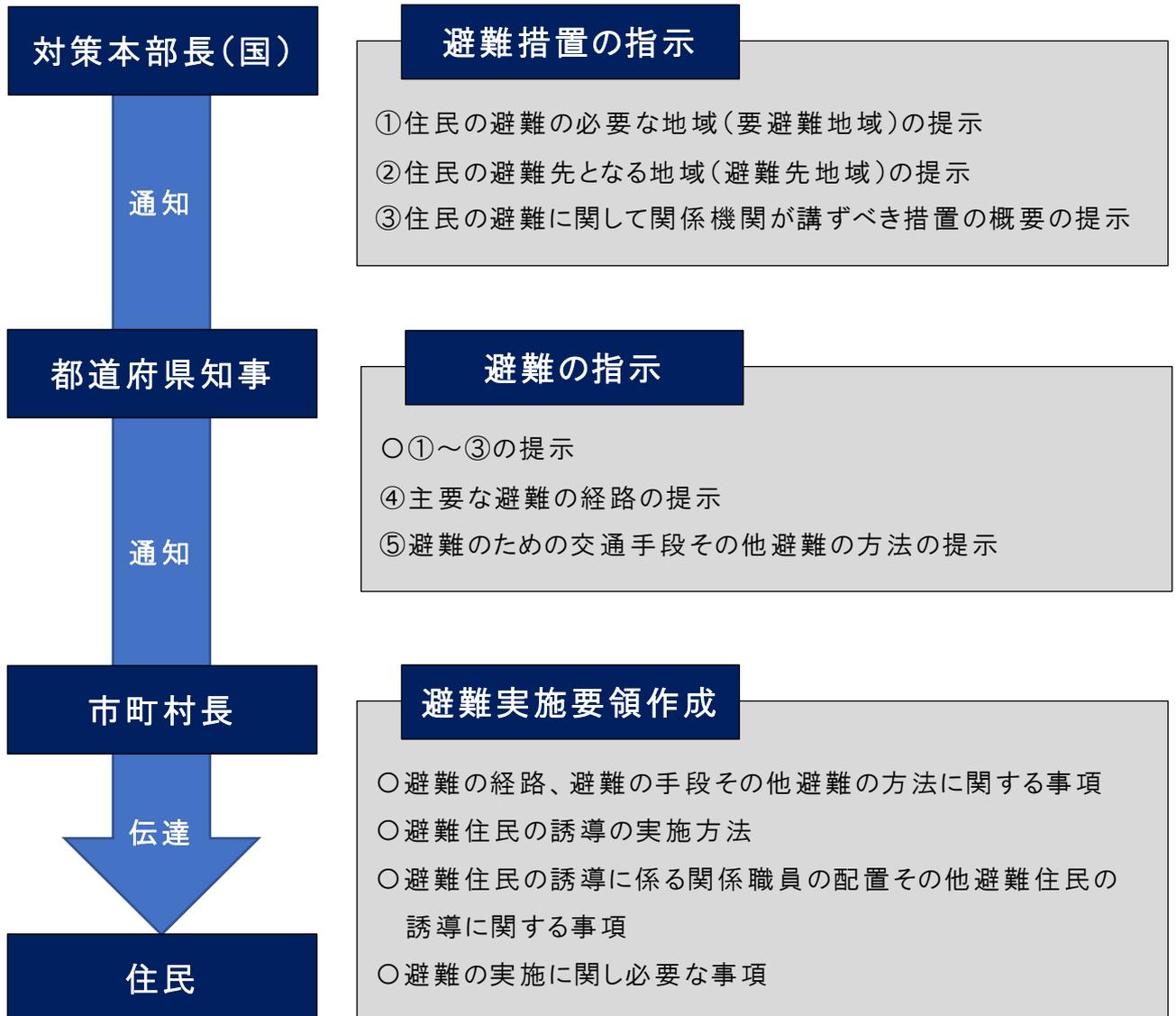
3 市町村長は、避難実施要領を定めたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関、当該市町村の区域を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）、警察署長、海上保安部長等（政令で定める管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。）及び政令で定める自衛隊の部隊等の長並びにその他の関係機関に通知しなければならない。

3. 「上里町国民保護計画」におけるモデル避難実施要領の4類型

類型項目	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難	
			兆候がある場合	兆候がない場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・着上陸侵攻と同じく、大規模な侵攻が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。
避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。 ・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。

類型項目	弾道ミサイル攻撃からの避難			
	通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭である場合
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・発射の段階で攻撃目標を特定することは困難 			
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> ・極めて短時間で被害が発生することが考えられたため、避難時間はあまりない。 			
避難先	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。 			
避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ①屋外にいた場合 ② 屋内にいた場合 ③ 乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋、カッパ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。 ・タオルやマスクの使用等、内部被曝を避ける方策について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・核爆発による熱線、爆風、放射性降下物による被害がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短期間で発生する。
		<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。 ・外気から密閉性の高い部屋等に避難する。ガムテープ等で目張り等をする。 	

4. 避難措置に至るまでの流れ



5. 避難実施要領のパターン作成

「避難実施要領のパターン」は、実際に国民保護事案が発生した際に策定する「避難実施要領」ではなく、あくまでも事前に想定した事態に迅速に対応できるように備えておくものである。

そのため、どのような事態が発生し、国や都道府県から来る指示に対し、どのように避難誘導を行うか等を検討し、現実的かつ合理的な想定を基に作成することが重要である。

「3. 「上里町国民保護計画」におけるモデル避難実施要領の4類型」で示した国民保護事案からの避難のうち、より現実的な事案に絞り込み、武力攻撃事態及び緊急対処事態のそれぞれについて、次のとおりパターンを作成する。

《参考》弾道ミサイル落下時の行動について



弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動
②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために



事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryu/hogo_manual.html

— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます —



首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/



Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
[@Kantei_Saigai](https://twitter.com/Kantei_Saigai)

Jアラート (例) 直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

近くの建物の中から
地下に避難。

(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くなければ、それ以外の建物でも構いません。

建物が
ない場合

物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。

近くに
ミサイル
落下!

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

(内閣官房国民保護ポータルサイトより引用)

武力攻撃事態【弾道ミサイル着弾前】

避 難 実 施 要 領	
上里町長 月 日 時 分 現在	
避難の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 屋内避難 <input type="checkbox"/> 屋外避難(町域内避難) <input type="checkbox"/> 町域外避難	
1 埼玉県からの避難の指示の内容	
<p>(事態の状況及び予測、住民等に周知すべき事項)</p> <p>国の国民保護対策本部長は、国民保護法に基づき、A国からの弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。</p> <p>要避難地域内の住民は、近傍の堅ろうな建物内に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。</p>	
2 情報伝達	
【避難実施要領の住民への伝達方法】	
<p>全国瞬時警報システム(Jアラート)により、国から防災行政無線を通じて発せられる緊急情報を迅速・確実に伝達する。そのほか、防災情報メールや町公式SNS等あらゆる手段を用いて、住民に警報の発令を周知する。</p>	
連絡調整先	本庄警察署 22-0110 児玉郡市広域消防本部上里分署 33-0442
職員間の連絡手段	電話、ビジネスチャット等最も速やかな方法による。 (「上里町地域防災計画」のP165「第2編 風水害対策編 第2章 風水害応急対策計画 第2節 動員配備計画」2連絡方法に準ずる)。
3 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	上里町内全域
避難先と避難誘導の方針	知事の避難指示を踏まえた対処を基本とし、発射前には、それぞれ町民の居場所直近の堅ろうな建物への屋内避難、窓のない又は窓から離れた部屋への移動を原則とする。
避難開始日時	令和 年 月 日 時 分
避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分

4 住民の行動

【屋内避難の指示を受けた場合の対応】

○屋内にいる場合

- (1) 屋内にいる場合には、直ちに建物の中央部に避難し、衣類や持ち物で後頭部を保護する。その際、ガラスの破片による被害が少ないところを選ぶ。
- (2) 今いる建物より堅ろうな建物がある場合は、より堅ろうな建物へ避難する。
- (3) 自動車等の車内にいる場合は、大きな建物の陰に移動するか、建物がない場合は電柱等の不安定な構造物を避けて、左側に停車する。
- (4) 事態が沈静化した場合は、直ちに最寄りの堅ろうな建物に移動する。

○屋内にいない場合

- (1) 外出先においては、可能な限り屋内に避難するか、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける)。
- (2) 近くに遮蔽物がない場合は、速やかに頭を守ってその場に伏せる。
- (3) 事態が沈静化した場合は、直ちに最寄りの堅ろうな建物に移動する。

5 事態等の特性で留意すべき事項

事態の特性

- ・自力での歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関する援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。
- ・担当職員等は、屋外にいる者が堅ろうな建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。
- ・町民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。

6 緊急時の連絡先

上里町役場
国民保護／緊急対処事態対策本部

電話：0495-35-1226
FAX：0495-33-2429

武力攻撃事態【弾道ミサイル着弾後】

避難実施要領	
上里町長 月 日 時 分現在	
避難の種類 ■屋内避難 ■屋外避難(町域内避難) ■町域外避難	
1 埼玉県からの避難の指示の内容	
(事態の状況及び予測、住民等に周知すべき事項) 国の国民保護対策本部長は、●●地域において発生した爆発について、A国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺に隣接する●●小学校地域及び●●小学校地域並びに●●小学校地域を要避難地域として、避難措置の指示を行った。	
2 情報伝達	
【避難実施要領の住民への伝達方法】 全国瞬時警報システム(Jアラート)により、国から防災行政無線を通じて発せられる緊急情報を迅速・確実に伝達する。そのほか、防災情報メールや町公式SNS等あらゆる手段を用いて、住民に警報の発令を周知する。	
連絡調整先	本庄警察署 22-0110 児玉郡市広域消防本部上里分署 33-0442
職員間の連絡手段	電話、ビジネスチャット等最も速やかな方法による。 (「上里町地域防災計画」のP165「第2編 風水害対策編 第2章 風水害応急対策計画 第2節 動員配備計画」2連絡方法に準ずる)。
3 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	着弾地点に近い●●小学校及び●●小学校地域並びに●●小学校地域
避難先と避難誘導の方針	●●小学校地域及び●●小学校地域へ避難させる。要避難地域以外の地域でも、不要不急の外出を避け、努めて屋内避難を継続する。
避難施設	●●小学校、●●中学校、●●公民館、●●児童館、●●中学校、●●小学校、●●児童館
避難手段	徒歩
避難開始日時	令和 年 月 日 時00分
避難完了予定日時	令和 年 月 日 時00分

4 住民の行動	
【屋内避難の指示を受けた場合の対応】	
○屋内にいる場合	
(1) 屋内にいる場合には、直ちに建物の中央部に避難し、衣類や持ち物で後頭部を保護する。その際、ガラスの破片による被害が少ないところを選ぶ。	
(2) 今いる建物より堅ろうな建物がある場合は、より堅ろうな建物へ避難する。	
(3) 自動車等の車内にいる場合は、大きな建物の陰に移動するか、建物がない場合は電柱等の不安定な構造物を避けて、左側に停車する。	
(4) 事態が沈静化した場合は、直ちに最寄りの堅ろうな建物に移動する。	
○屋内にいない場合	
(1) 外出先においては、可能な限り屋内に避難するか、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける)。	
(2) 近くに遮蔽物がない場合は、速やかに頭を守ってその場に伏せる。	
(3) 事態が沈静化した場合は、直ちに最寄りの堅ろうな建物に移動する。	
5 避難住民の誘導に関する事項	
職員の配置場所・人数	安全確保に配慮しつつ、避難経路の要所に配置する。
避難行動要支援者の避難誘導方針	〈要避難地域の要配慮者〉 災害時の「避難行動要支援者名簿」に基づき、支援者宛て情報提供を行うとともに、支援者と協力して指定避難所又は福祉避難所等へ避難させる。
6 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性	・自力での歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関する援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。 ・担当職員等は、屋外にいる者が堅ろうな建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。 ・町民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。
7 緊急時の連絡先	
上里町役場 国民保護／緊急対応事態対策本部	電話：0495-35-1226 FAX：0495-33-2429

緊急対応事態【交通機関(航空機等)による自爆テロ】

避難実施要領	
上里町長 月 日 時 分現在	
避難の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 屋内避難 <input type="checkbox"/> 屋外避難(町域内避難) <input type="checkbox"/> 町域外避難	
1 埼玉県からの避難の指示の内容	
(事態の状況及び予測、住民等に周知すべき事項) テロ組織によってハイジャックされた民間航空機が 1 時間程度で町の上空を通過もしくは墜落する可能性がある。 国の国民保護対策本部長は、国民保護法に基づき、民間航空機の墜落の危機が迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。 要避難地域の住民は、近傍の堅ろうな建物内に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。	
2 情報伝達	
【避難実施要領の住民への伝達方法】 全国瞬時警報システム(Jアラート)により、国から防災行政無線を通じて発せられる緊急情報を迅速・確実に伝達する。そのほか、防災情報メールや町公式SNS等あらゆる手段を用いて、住民に警報の発令を周知する。	
連絡調整先	本庄警察署 22-0110 児玉郡市広域消防本部上里分署 33-0442
職員間の連絡手段	電話、ビジネスチャット等最も速やかな方法による。 (「上里町地域防災計画」のP165「第2編 風水害対策編 第2章 風水害応急対策計画 第2節 動員配備計画」2連絡方法に準ずる)。
3 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	町内全域
避難先と避難誘導の方針	町民を徒歩で避難施設もしくは堅ろうな建物内へ避難させる。
避難開始日時	令和 年 月 日 時 分
避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分
4 事態の特性で注意すべき事項	
航空機の飛行経路が不明なため、情報収集をする必要がある。	

5 住民の行動	
【屋内避難の指示を受けた場合の対応】	
○屋内にいる場合 そのまま屋内に留まる。	
○屋内にいない場合 近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設へ避難する。	
6 避難住民の誘導に関する事項	
職員の配置場所・人数	安全確保に配慮しつつ、避難経路の要所に配置する。
避難行動要支援者の避難誘導方針	〈要避難地域の要配慮者〉 災害時の「避難行動要支援者名簿」に基づき、支援者宛て情報提供を行うとともに、支援者と協力して指定避難所又は福祉避難所等へ避難させる。
7 緊急時の連絡先	
上里町役場 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話：0495-35-1226 FAX：0495-33-2429

5. 参考資料

【避難施設一覧】

【令和5年3月末時点】

	名称	住所	構造	
			コンクリート造(※1)	その他(※2)
1	賀美小学校	金久保 862	○	○
2	上里北中学校	金久保 249	○	○
3	賀美公民館	金久保 693-1	○	
4	賀美児童館	金久保 889		○
5	長幡小学校	藤木戸 145	○	○
6	長幡児童館	長浜 977-1		○
7	七本木小学校	七本木 455	○	○
8	上里中学校	七本木 336	○	
9	上里東小学校	七本木 1573	○	○
10	上里東公民館	七本木 1791-1	○	
11	町民体育館	七本木 3202-2	○	
12	多目的スポーツホール	七本木 3202-2	○	
13	ワープ上里	七本木 71-1	○	
14	七本木児童館・ 男女共同参画推進センター	七本木 393		○
15	上里町東児童館	七本木 1800-3		○
16	神保原小学校	神保原町 814	○	○
17	神保原公民館・ 神保原児童館	神保原町 1393		○
18	図書館・郷土資料館	七本木 67	○	
19	七本木公民館	七本木 3227-2	○	
20	かみさと荘	七本木 286		○
21	保健センター	七本木 307	○	
22	長久保公園	大御堂 1450-2		
23	七本木児童公園	七本木 392		
24	あおぞらパーク	七本木 5328		
25	空の杜保育園	七本木 5592		○

※1 コンクリート造：RC造（鉄筋コンクリート造）、SRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造）

※2 その他：W造（木造）、S造（鉄骨造）